

令和 6 年度さいたま市再犯防止推進協議会 議事録

日時	令和 6 年 1 1 月 8 日（金）10 時～11 時 55 分		
場所	大宮区役所 6 階 大会議室		
出席者等 （敬称略）	【出席委員】 大園 雄介 東京矯正管区 更生支援企画課 課長 佐藤 政樹 さいたま市社会福祉協議会 事務局長 沢崎 俊之 埼玉大学 名誉教授 白石 宏行 白石工業株式会社 会長 鈴木 智美 さいたま少年鑑別所 地域非行防止調整官 須田 久子 さいたま大宮地区更生保護女性会 会長 田中 茂樹 川越少年刑務所 総務部 調査官 利根川 善次 青少年育成さいたま市民会議 補導委員会 委員長 富田 潤一 さいたま保護観察所 次長 野中 味恵子 さいたま市民生委員児童委員協議会 理事 平原 興 埼玉弁護士会 弁護士 増岡 一夫 さいたま浦和地区保護司会 事務局長 眞鍋 伸介 埼玉県警察 さいたま市警察部 総務課 企画補佐官 村澤 文子 さいたま地方検察庁 総務部 検事 吉田 拓人 埼玉県地域生活定着支援センター センター長 【事務局】 福祉局生活福祉部長 間 真 福祉総務課長 竹内 成仁 他 福祉総務課 4 名、こころの健康センター 1 名、精神保健課 1 名、住宅政策課 1 名、総合教育相談室 2 名 【欠席委員】 相澤 秀一 浦和公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官 清水 義恵 更生保護法人清心寮 理事長 辻本 俊之 NPO 法人埼玉ダルク 施設長		
傍聴人	0 人		

《配布資料》

- ・ 委嘱状
- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 席次表
- ・ 資料 1 さいたま市再犯防止推進協議会設置要綱
- ・ 資料 2 さいたま市の再犯防止の進捗状況について
- ・ 資料 3 令和 5 年度さいたま市再犯防止推進計画進行管理表

《次第》

1 開会

2 委員の御紹介

事務局 委員名簿・席次表に基づき説明

3 さいたま市再犯防止推進協議会について

事務局 資料 1 に基づき説明

4 会長選出

5 議題

（１）さいたま市の再犯防止の進捗状況について

事務局 資料 2・3 に基づき説明

（２）国・民間団体等の動向について

《内容》

(1) さいたま市の再犯防止の進捗状況について（質疑概要）

平原委員（埼玉弁護士会）

資料2の事業番号4、14、22の事業について、福祉まると相談窓口の設置時期と相談件数の状況、過年度分があれば、今年度の相談件数との対比で教えていただきたいと思います。質問理由としては、総合的な窓口として有用なものと思われるため、利用の増加などの傾向があるかなども知りたいと思い、質問させていただきます。

また、福祉まると相談窓口利用者で、生活保護申請の助言がなされた件数を教えていただければと思います。

最後に、福祉まると相談窓口は犯罪等をした者に限定した窓口ではないことは十分に承知していますし、細かな補足はされていないかもしれませんが、実感としてどの程度利用されているか分かればそれも教えてください。

事務局（福祉総務課）

生活福祉課が不在のため、代わりに事務局より回答させていただきます。まず、福祉まると相談窓口の設置時期ですが、令和4年6月に全10区に設置されました。次に、相談件数については、今年度、4月から8月の実績は、月平均で560件となっております。昨年度の同時期、令和5年度の4月から8月の実績は、月平均で470件でございましたので、月平均では、昨年度に比べて約90件、1区あたりにすると、約9件程度相談が増えている状況です。増加の要因について担当者に確認したところ、明確には分からないが、物価上昇等による生活困窮者等の増加や窓口の認知が徐々に進んできたことが要因ではないか、とのことでした。次に、生活保護申請の助言がなされた件数についてですが、福祉まると相談窓口から生活保護の担当部署につないだ件数は、令和6年度の4月から8月までで、259件となっております。総件数が2,809件なので、全体の約1割程度となっております。最後に、犯罪等をした者の窓口利用の程度についてですが、統計として件数を抑えていないため、把握はしていないとのことでした。参考までに、いくつかの区の担当者に「実感としてどの程度か」確認したところ、「2、3ヶ月に1件あるかどうか」とのことでした。回答は以上になります。

平原委員（埼玉弁護士会）

事業番号12の事業について、住宅登録戸数のうち、実際に利用されている戸数はどの程度で、どれぐらいの戸数が利用のために確保されているのでしょうか。また、登録住宅の場合、保証人の確保ができず、保証会社の審査が通らない、極めて通りにくい場合は、利用可能である前提かご教示されたい。質問理由としては、実際にこの点が引っかかって転居先を

得ることが困難な人が多いため、そのような場合の対策としての有用性を知りたいというものです。

事務局（住宅政策課）

さいたま市内の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録数は、令和6年10月28日時点で、6,652戸です。そのうち、入居者のいる戸数は6,601戸です。差し引きすると、51戸空きがある状況となります。1点補足をさせていただきますと、刑余者も含め、高齢者や低所得者等を住宅確保要配慮者と定義付けておりますが、セーフティネット住宅は一般の方も入居が可能です。要配慮者の入居を拒まないという前提のもと登録をされているというものになりますので、先ほど申し上げたセーフティネット住宅には、要配慮者だけが入居しているわけではないということを付け加えさせていただきます。また、セーフティネット住宅につきましては、保証人がいなくても契約できるかどうかは個々のケースで異なりますが、ほとんどのケースにおきましては、やはり保証人や保証会社の審査が必要となってくるものと認識しております。

平原委員（埼玉弁護士会）

事業番号29の事業について、電話や面接、特に面接から具体的な他機関等を含めた支援の実施に繋がった例があれば、簡潔で良いので紹介していただきたい。ご本人にとっても、相談を契機とした支援の展開がイメージできる例を知ることができれば、相談を試みようという気持ちにもなるため、紹介してもらいたいと考え、質問させていただくものです。

事務局（こころの健康センター）

こころの健康センターでは、薬物等の依存症に関する相談を受けております。事例としては、ご家族からの相談とご本人の相談の2つがございます。まず、ご家族からのご相談ですが、福祉まるごと相談窓口等、庁内の関係機関経由で相談が入ることがあります。お金の無心、暴力等の相談等がございます。その場合、家族としてどのように対応すればよいか助言したり、同じような境遇にある方とつながりを持てるように、埼玉ダルクが開催する家族の会や、自助グループを紹介する等の対応をします。また、ご本人からの相談事例ですが、弁護士の方からのご紹介や、場合によっては、弁護士の方と一緒に来所される方もいらっしゃいます。薬物依存症に関しては、個別のプログラムを実施されている埼玉県立精神医療センターをご紹介したり、NAという薬物依存症の自助グループをご紹介しております。また、刑務所にいるご本人からお手紙が届くこともあります。出所したら、プログラムや社会資源等を活用して薬をやめたい、という内容で、出所後の相談先や医療機関、自助グループ等の情報を提供することもございます。なかには、受診や社会資源利用に抵抗や迷いがある方や「薬物をやめたいがやめられない」

という方からのご相談もあり、必要に応じて面接を継続し、気持ちを受け止めることや、生活状況等の見守り等を行っております。

事務局（精神保健課）

精神保健課では、広くメンタルヘルスのご相談や精神科の受診についてのご相談等をメインに受けております。その中でも薬物依存症のご相談も年間少なからず入っております。ご本人やご家族等から薬物依存症に関する相談が入った場合、電話相談や面接を実施し、相談内容を把握したうえで、必要時、医療機関の勧奨、より専門的な相談を促すためにこころの健康センターへの繋ぎ、ダルク等の自助グループの利用の提案を行うことで薬物の再使用防止への一助となるように努めて活動しております。

平原委員（埼玉弁護士会）

事業番号37の事業について、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの具体的な活動状況、校内での勤務日や時間帯、相談の件数についてお伺いします。子どもにとって、日常的に相談可能な相手となっていくことが大変重要なことかと思っております。具体的にどのような活動がされているか、全体的な統計的なものではないかと思いますが、例を挙げるのでもよいので教えていただければと思います。

事務局（総合教育相談室）

スクールカウンセラーは心理の専門家として、児童生徒や保護者の抱える悩みを傾聴しながら、精神的負担を和らげるなどの心理的ケアを行っており、小学校に年間20日、中・中等教育・高等・特別支援学校に年間40日の配置としております。勤務の時間ですが、各学校の始業開始から終了までの6時間となっております。令和5年度の相談件数につきましては、相談実件数6,480件の相談がありました。その中の例として、子どもたちが抱える悩み、それに対して自己肯定感を高めることが重要であると考えております。悩みを抱える児童生徒の特徴ですとか、おうちの方との関わり方等を聴き取りながら、効果児童生徒への効果的な声掛けのしかたを助言したり、これまでの努力や生活の中でできていることを本人に伝えたりしながら、自己肯定感を高めていけるよう対応しております。

また、スクールソーシャルワーカーは、福祉の専門家として、児童生徒や保護者を取り巻く環境を改善するため、必要に応じて関係機関と連携し、家庭訪問等により家庭を支援しております。1名を2～4校の小学校に配置し、年間185日の勤務日を、担当する学校で配分しております。中・中等教育・高等・特別支援学校につきましては、要請に応じて、小学校から派遣しております。勤務の時間は、各学校の始業開始から終了までの7時間45分となっております。令和5年度の相談件数につきましては、相談実件数3,876件でございました。具体的な事例としましては、たとえば、ご家族の方が心身の病気を抱えて働けていない等の状況がある場合、どこに相談してよいかわからないということがある

かと思いますので、そのようなときにスクールソーシャルワーカーから関係機関の情報提供をしたり、福祉課や支援課、医療機関等につなげたりしながら支援をしているところでございます。

平原委員（埼玉弁護士会）

1点追加で質問させてください。相談実件数のうち、保護者と児童生徒の内訳は分かりますでしょうか。

事務局（総合教育相談室）

内訳では把握しておりません。

平原委員（埼玉弁護士会）

先ほどご紹介いただいた福祉まると相談窓口の支援事例について、就労と住居が安定したことをもって窓口としては関わりを一旦終了とのことだが、相談者には、同じような状況になったら、またいつでも相談してくださいということを伝えているのでしょうか。

事務局（福祉総務課）

相談終結後、何か月後に再相談ということが明確に決まっているわけではないが、またいつでも相談に来て構わないということを伝えたくて、一旦相談を終結しております。

（２）国・民間団体等の動向について（発言概要）

大園委員（東京矯正管区 更生支援企画課 課長）

常日頃から矯正施設の運営にご理解とご協力賜りましてありがとうございます。矯正関係の動向で申し上げますと、来年の6月からいわゆる拘禁刑が本格的に導入されます。この拘禁刑の導入について刑事施設におけるトピックの一つとしましては、昨年12月1月に施行されました刑事収容施設法の一部改正により、釈放後に自立した生活を営む上での困難を有する受刑者に対して、円滑な社会復帰を図るための支援を行うことを、刑事施設長の責務として明文化されたことがあげられます。刑務所の中でも従前より、いわゆるソーシャルワーカーが常勤職員として配置されており、地域生活定着支援センターや保護観察所等と協力しながら社会復帰支援を行ってきたところです。加えて、刑務所の中においても、最初のアセスメントから始めて、できる限りその者たちの特性に合わせた集団形成というものを作りながら、それぞれの対象者のニーズに合った処遇を展開していくということで、中の処遇についても目下検討を進めているところです。これについては来年実際に運用開始してから改めて進捗を報告させていただくことにな

と思います。このような動きがあるということをご承知おきいただけると幸いです。また、法務省が主催する再犯防止のシンポジウムが12月4日に大宮ソニックシティで開催されます。ここでは全国社会福祉協議会の会長である村木先生が基調講演を行います。今年度は、さいたま市さんにもご後援いただいておりますが、各自治体の取組を紹介いただきながら、パネルディスカッションを行う等の内容となっております。約1週間後に申し込みが締め切りとなりますので、是非ご確認いただければと思います。

佐藤委員（さいたま市社会福祉協議会 事務局長）

社会福祉協議会の事業につきましては、資料2の事業番号25に記載されておりますが、誰もが身近な地域で安心して暮らせるように、地域福祉課題の解決に向けて、さいたま市や52の地区社会福祉協議会と連携を図りながら様々な地域福祉活動に取り組んでいるところでございます。冒頭に部長さんの挨拶の中にもございましたが、急速な少子高齢化や人口減少に伴う世帯構造の変容ということで、共同体機能の脆弱化や各所での担い手不足が進行しており、世帯の複合課題や制度の狭間の課題等、様々な課題が顕在化している状況がございます。このような背景を受けまして、昨年度7月から新たな取組となりますが、コミュニティソーシャルワーカーの配置を、モデル事業として、岩槻区エリアで開始をしております。コミュニティソーシャルワーカーという言葉はなかなか聞きなれない言葉かと思いますが、ひきこもりの長期化や高齢者の閉じこもり等、社会的孤立の状態にあり、福祉的支援が必要にも関わらず、既存の制度や資源だけでは対応が難しい、制度の狭間にある課題を抱えた人に対して、行政や関係機関等と連携しながら寄り添い伴走するとともに、そのような人々が排除されることのない地域づくりを行っていくことを目指して配置しております。今後全区に展開していきたいと考えておりますが、財政的な課題も含めてさいたま市と連携して進めていきたいと考えております。

沢崎会長（埼玉大学 名誉教授）

コミュニティソーシャルワーカーは岩槻区に何名配置されているのでしょうか。

佐藤委員（さいたま市社会福祉協議会 事務局長）

1名配置されております。各区に配置をして、状況を見ながら増員等を検討していくことになると考えております。一方で、コミュニティソーシャルワーカーは、すべてを1人で解決するというのではなく、様々な関係機関等と連携を図りながら解決を目指していくという職種でもございますので、それほど大人数の配置にはならないと考えております。

白石委員（白石工業株式会社 会長）

協力雇用主をやっております。「しょくしん」について説明させていただきます。職の親と書いて「しょくしん」と呼びます。日本財団しょくしんプロジェクトということで、日本財団が費用を負担しており、10年程前に関西で発足したものです。山陰、九州、北海道と徐々に浸透してきて、ようやく昨年関東に事務局ができて動き出しました。今現在、保護観察所にも人で不足ということで、建設局を中心に、かなりの数の協力雇用主の登録がされています。就労支援機構にも同じように協力雇用主が登録をしています。しかしながら、協力雇用主が登録しても1年経っても2年経っても全く連絡が全くないということをよく聞きます。そのような中で、登録した会社を選ぶのは刑余者なので、帰る地域にやりたい仕事がない、あるいは、ハローワークの資料を見るだけでは中身がよく分からない等、出所するまで就職が決まらない人が多いということを受けて、日本財団が始めた活動のようです。協力雇用主がこちらか出向いて就労支援活動をするという取組なので、まずは矯正局とつながりを持って、各刑務所に出向いて、職業フォーラムというかたちで行っているそうです。私自身も先日市原刑務所、来年は千葉刑務所に伺う予定です。数名の協力雇用主が伺って、自分の会社のことをアピールする、待っているだけでなく、こちらから攻めていこうという姿勢で行っております。関東では横浜刑務所が活発に活動していて、協力雇用主を刑務所に呼んで、刑務官等と勉強会を開いたり、千葉では就労支援機構が保護観察所を利用させてもらって、保護観察所と就労支援機構の登録の協力会員を集めて、しょくしんプロジェクトの説明会を開いて、関係をつないでいこうという動きもあるようです。また、昨日たまたまコレワークの所長さんから伺ったのですが、逆に刑務官が協力雇用主を訪れて、自分が関わっていた刑余者の頑張っている姿を見て刑務官のやりがいにつなげるということもおっしゃっていました。この「しょくしん」については、さいたま支部が来年発足となる見込みです。私自身もまだ勉強不足で完璧には理解できていないところですが、そのような活動が動き出しておりますのでご報告させていただきました。

鈴木委員（さいたま少年鑑別所 地域非行防止調整官）

少年鑑別所というのは、家庭裁判所からの依頼に基づいて、入所してきた少年がなぜ非行に及んでしまったのか、そのメカニズムを解明して、その後の処遇指針を立てて、家庭裁判所に示すということを仕事として行ってきましたが、平成27年からは、こうした業務で培ってきた専門的な知識や技術を活かして、地域社会の非行、再犯防止、犯罪防止にも貢献するために、法務少年支援センターという名称で地域の相談業務にも携わることになってまいりました。さいたま少年鑑別所に関しては、「非行防止相談室ひいらぎ」の名前で、埼玉県内にお住まいの方々や学校、関係機関等の相談に対して、カウンセリングをはじめとした様々な支援活動を行っております。地域支

援に関しては、対象を少年に限定せず、成人も含めて、様々な相談に応じております。昨年7月26日には、県警、埼玉県・さいたま市の教育委員会と「少年の健全育成に関する協定」を締結いたしました。この協定を締結したことによって、さいたま市内においても、市教育委員会を通じて、市内の小中学校への非行防止教室の依頼やお困りの生徒・児童への関わり方について、学校の先生から助言を求められるという業務も充実してきております。我々は、少年に限らず成人の非行・犯罪にお困りの方、そのような方が社会復帰していく、再犯・再非行しないための活動として貢献していければと考えております。また、今年度の2月末に地域援助推進協議会を予定しております。NPO法人セカンドチャンスという団体の、ご自身も少年院に入られて、その後更生した代表の方に基調講演をしていただき、その後、親の会の方、協力雇用主の方、少年院の方、保護観察所の方、さいたま市の方をパネリストとして、どのような援助ができるかをテーマに話し合っていくシンポジウムを企画しております。中身が詰まってきましたら、皆様にも案内状を送付させていただければと思いますので、ご参加をご検討いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

須田委員（さいたま大宮地区更生保護女性会 会長）

更生保護女性会の活動の基本姿勢は、更生保護に対する人々の理解を広め、更生保護活動に携わる人々と連携し、時代を担う青少年の健全な育成に寄与する活動を展開するとともに、過ちに陥った人たちの更生の支えになるというものです。日ごろから、保護観察所等とは連携は密に取って活動をしておりまして、地域の力を利用し、犯罪防止と犯罪した人のケアということを目的として設立された団体です。今年大宮地区では、8月に夏祭りが開催され、大宮音頭という和踊りを踊った際に、活動のPRも行いました。これは、同時期に展開されていた社会を明るくする運動に併せて実施されたものです。地区によって構成は異なりますが、構成員として保護司や民生委員が参画している地区もございます。昨日、北区区役所で子育て支援会を開催した際には、さいたまユースサポートネットの青砥氏を招いて講演を行いました。また、アルディージャが月1回、大宮駅東口の清掃活動を行っており、その活動にも参加しておりますが、保護観察中の対象者も一緒に活動をしておりますので、その点でも更生保護に少しは貢献できているのかなと感じております。BBS会の事業、芋ほり&クッキング・うどん作りに参加。大宮地区保護司会、上尾地区女性会、清心寮の寮生も参加し和気あいあいと交流しています。女性会はどのような活動をしているのか、伝わりづらい部分もあるかと思いますが、地道に活動を重ねておりますので、引き続きPRしていければと思います。

田中委員（川越少年刑務所 総務部 調査官）

まず、お手元のチラシについて説明させていただきます。11月9日に川越少年刑

務所で矯正展が開催されます。こちらは、コロナ明けで昨年から再開したイベントです。また、11月23日、24日に全国矯正展が東京国際フォーラムで開催されます。矯正展はお祭りのようなものですが、刑務官が地域社会の方と接する貴重な機会でもあります。是非皆様ご関心を持っていただければと思います。よろしくお願いします。さらに、川越少年刑務所で行っていることとして2点挙げさせていただくと、まず、若年受刑者ユニット型処遇が数年前から始まって運用を開始しております。2点目は、今年10月1日から農福連携ということで、所内にビニルハウスを設置して、川越の伝統野菜の種を残すというような作業を行っております。対象者は、一般の工場では働けないような、福祉につながり必要がある受刑者となっております。川越少年刑務所は名称も特徴的で首都圏から近いということもあり、参観希望が多くなっております。その際に、各施策は再犯防止にどの程度効果があったのか聞かれることがございますが、なかなか明確には答えられないという現状がございます。今後、どの程度効果があったのか等についてもより具体的に答えられるよう整理していくことも必要と考えております。

利根川委員（青少年育成さいたま市民会議 補導委員会 委員長）

私どもは、「伸びよう 伸ばそう 青少年」をキャッチフレーズとして、さいたま市内に67ある各地区会が活動方針、重点目標を掲げて活動しております。青少年の社会参加活動の推進を図る、また、青少年の地域の一員としての自覚と社会連帯意識の醸成を図る、これらのために、区ごとの事業あるいは市全体の事業を充実させることを目指しております。また、青少年の地域社会の活動を一層推進するため、青少年育成センター等、青少年支援機関の強化に向けて研究を行うという目的もございます。青少年健全育成のための環境浄化活動の推進を図るということで、青少年の健全育成に悪影響を及ぼす有害環境の浄化、非行・いじめ防止、交通事故を防ぐための巡回活動の推進、充実を図り、青少年が健やかに成長できる社会環境づくりを推進しております。いじめ防止のためには、地域の子どもたちが心身ともに健全に過ごせる環境づくりが重要となります。地域で挨拶の輪を広げ、子どもたちに進んで声を掛ける、地域住民同士がつながりを深める行事や活動を通して、子どもたちの社会性を育みます。いじめは絶対に許さないという意識を持ち、地域全体で子どもたちを温かく見守ります。子どもたちの健全育成に向けた啓発活動を積極的に行うとともに、小中学校の登下校時の見守り、立哨指導等を行っております。子どもや若者が明るい希望を持ち、健やかに成長できるようにするために、関係団体と連携を図るとともに、広報誌「はばたき」や地区広報誌の発行をはじめ、各種活動を通じて、青少年の健全育成を図ってまいります。また、いじめ撲滅に向けて、意識の啓発活動を推進するということで、8月に大宮国際中等教育学校において、市教育委員会主催のシンポジウムが開催されましたが、私たちも協力させていただきました。各地区独自の事業を充実させ

るということで、大宮と浦和の祭りの巡回も行っております。

富田委員（さいたま保護観察所 次長）

日ごろから更生保護活動にご支援いただきありがとうございます。私からは3点ほど申し上げたいと思います。まず1点目ですが、私どもが取り組んでいる保護観察の目的、罪を犯した人や非行のある少年の社会復帰を国として手助けするということは、まさに再犯防止そのものでございます。最近のトピックとしては、10月3日に法務省の持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会というものが開かれまして、最終報告書がホームページで公開されておりますので、ご関心がございましたら是非ご覧ください。報告書内容について端的に申し上げますと、保護司が足りない、ということが現在課題となっております。保護司は、保護観察所と連携し、犯罪をした者等の立ち直りを支援する大変重要な役割を担っております。そのような方が今不足しているということで、国としてどういった取組ができるか、ということについて最終報告が出たところでございますが、今年度から取り組めるところは取り組んでまいります。保護司活動に関心があるということでしたら、保護観察所の職員がいつでも伺いますのでお声がけいただければと思います。ちなみに、埼玉県内の保護司は、定員が1,644人のところ、本年5月現在1,422人で、86.5%の充足率となっております。2番目に、昨年度の本協議会でも触れさせていただきましたが、地域援助の取組についてご紹介いたします。これは昨年12月に更生保護法が改正されたことに伴うものです。保護観察が終わった方や刑務所を満期で出所した方等、本来であれば、国の監督を直接は受けない方等が地域の自治体や相談機関に相談に行くことは少なくないかと思います。そのような方が刑務所に入っていたこと等を自ら開示をした場合、過去に犯罪をしたという事実が現在の立ち直りの大きな妨げになっているという状況がございます。そういった場合、もし保護観察所に連絡いただければ、本人が置かれた状況を踏まえて関係機関にご助言することができるという規定が新たに設けられました。よろしければご活用ください。場合によっては、本人の同意があれば本人に直接助言をすることも可能でございます。最後3点目、これはPRになりますが、国の再犯防止推進計画等で様々な取組がございしますが、保護観察所においても、検察庁や矯正施設等と連携しながら積極的に進めているところでございますので、再犯防止に関心があるということであれば、私どもからいつでもご説明させていただきたいと思いますので、是非お声掛けください。

野中委員（さいたま市民生委員児童委員協議会 理事）

民生委員児童委員というのは、地域の良き隣人として存在するボランティアです。民生委員児童委員は、犯罪をした人の情報は一切把握しておりません。認知症の方や高齢の方、障害のある方、いろいろな方がいらっしゃいますが、万遍なく、誰一人取

り残すことなく、一人一人がその人らしく、地域で暮らせるよう見守り活動を行っております。

たまたま今年は、高齢者の生活実態調査の年になっておりまして、市内の全ての民生委員児童委員が各地域の調査を行っております。75歳の一人暮らしの方や高齢者のみの世帯を対象に訪問し、緊急連絡先や近くに相談できる人がいるかどうか等についてお伺いしております。普段から相談活動や訪問活動を行っておりますが、支援が必要な場合は、先ほどお話があった福祉まると相談窓口をはじめ、各関係機関につないだり、窓口をご紹介しますということをしております。それから、介護関係をはじめ、高齢者の生活全般に関することは地域包括支援センターと連携をしております。また、日ごろから学校とも連携し、児童や青少年の健全育成ということで、いじめや非行を未然に防げるようにするために、地域の自治会や育成会等、各方面とネットワークを構築し、見守りを実施しております。たとえば、子育てサロンのお手伝いで、親御さんの悩みを聞くというような活動も行っております。犯罪をさせないような、加害者にも被害者にもならないような、顔の見える支え合いの明るい地域づくり心がけて活動しております。以上のように、直接的な再犯防止というわけではございませんが、地域の中でできることを行い、各関係機関と連携しながら、地域の一員として日々活動しております。

平原委員（埼玉弁護士会 弁護士）

埼玉弁護士会では、シェルターを提供するという活動を行っております。具体的には、刑事事件のプロセスの中で、起訴前あるいは判決後、釈放された方に、外部の各団体に運営いただいている場所を一時的な居所として利用できるよう、刑事弁護人が申込をするという流れとなります。もう十数年行っておりますが、ここ数年の傾向といたしましては、さいたま市内で活動している団体については、30ないしは40件くらいの申込に対して、10ないしは20件ぐらいの支援をしているという状況です。昨年、申込に対して支援できた件数に関しては、割合としては低下傾向にあり、今年も年間を通して40件ぐらいの支援の申込がありそうですが、それに対してなかなか支援につなげられていないという状況がございます。必ずしも高齢や障害等はシェルターの利用条件にはなっておらず、帰る場所がないということだけが要件となっておりますので、対象者の年齢層はかなりバラバラだったのですが、ここへきて、70代の申込が多くなっております。そのため、なかなかお一人での生活の自立が難しく、別のかたちでの支援をご紹介しますというような流れになっているケースが多くなっている印象を持っております。ちなみに、他の支援のコーディネートや助言については、日弁連において、「罪に問われた障害者等に関する刑事弁護の充実」というような名称の規則が作られまして、刑事弁護人が刑事弁護のプロセスの中で、福祉専門職の方と連携して活動した際、その方々に謝礼としてお支払いする費用の一部を弁護士会が

負担をするという制度となっております。埼玉の弁護士会においても、そのまま制度を引き継いでいることに加えて、要件から外れた生活困窮の方、高齢でも障害でもないが居所や収入が無いという状況に方に対して、福祉の専門職と連携して支援を行った際に、日弁連に比べるとごくわずかですが、一部、その個人に対して支払った謝金について援助をするという仕組みを設けております。このようなことにより、相談等の弁護人の活動はかなり活発になってきていると感じておりますが、ご高齢で生活が難しい方や身体的なサポートが必要な方が増えているので、具体的な支援については、弁護人がシェルターの申込をした後に、たとえば、地域生活定着支援センターや各福祉事務所等の支援につなげていただくようなケースも増えている状況でございます。

増岡委員（さいたま浦和地区保護司会 事務局長）

普段、活動をしている中で、保護司は何をやるのか、と聞かれることが多いです。保護司というのは簡単に言うと、犯罪や非行をした人が、再び犯罪等をしないように、その立ち直りを支援するという役割です。浦和地区については、定数が110名に対して106名いらっしゃいます。先ほど富田委員から、県内では86.5%というお話がございましたが、浦和地区の充足率は約96%ということで、都市部においては非常に高い数値であるかと思えます。特に、ここにきて、本年5月に滋賀県大津市で、保護司が亡くなったという大変ショッキングな事件がありました。我々も正直なところ、保護司の成り手は大丈夫だろうかと心配をしておりました。しかしながら、保護司の委嘱の時期は5月と12月の年に2回となりまして、現在は12月の委嘱に向けて準備を進めているところですが、今までにないくらい保護司に手を挙げてくれております。通常ですと、2、3人のところ、今回は6人が手を挙げてくれております。その中で特筆すべきは、今までは、保護司が辞めるときに人柄等を十分に分かったうえで自分の後任を推薦するパターンが圧倒的に多かったです。国の検討委員会の中で、公募制を試行的に実施するという方向性が示されました。これに先駆けて、浦和地区で公募を実施したところ、今回6人のうち5人が自薦で手を挙げてきている状況です。先日更生保護関係の会議があった際に、そのような浦和地区の状況を報告したところ、他の地区の方々は大変驚かれておりました。本市は政令指定都市ということで大きな都市ですので、浦和地区のほかに、大宮地区、岩槻地区の3つの地区がございます。それらの保護司が一丸となって、少しでも再犯を無くすということで、日々皆が力を合わせております。本日は、更生保護に関係する様々な団体が御出席ということで大変楽しみにしておりました。今後の協議会での検討もどうぞよろしくお願いいたします。

眞鍋委員（埼玉県警察 さいたま市警察部 総務課 企画補佐官）

再犯防止に関する取組として行っていることをいくつかご紹介いたします。まず、

暴力団関係の離脱希望者を把握したときの対応になります。県暴力追放・薬物乱用防止センター等と連携して、離脱方法についてのアドバイスを行っております。また、就労相談、社会復帰の支援といったことも体制を組んで対応をしているところです。加えて、薬物依存者の関係になりますが、これについては、検挙した薬物依存者のうち、執行猶予判決が見込まれる者に対して、再犯防止に資する公的機関や民間団体の情報を提供しております。最後に、少年非行防止関係について、非行少年の立ち直り支援ということで、相談に来た子に対して手続的な指導助言を行い、ボランティアと協力して、学習支援や農業体験等の体験活動を通じて支援をしているというところです。先ほど、少年鑑別所さんからもございましたが、昨年の7月に「少年の健全育成に関する協定」を締結し、取組を推進しているところでございます。今後とも、各関係機関との連携が重要になってくると考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

村澤委員（さいたま地方検察庁）

検察庁は、罪を犯した人を起訴して処罰を求めるということをメインの業務として行っておりますが、再犯防止にも力を入れているということを御理解いただければと思います。再犯防止といいますと、刑務所で刑を受け終えた人の社会復帰ということが想起されやすいですが、罪を犯した人すべてが起訴されるわけではなく、すべてが刑務所で受刑をするわけではございません。起訴するかどうかを決めている検察庁としては、入口支援といいまして、罪を犯したが不起訴になった人、裁判で執行猶予や罰金刑となった人で刑務所には入らない人の社会復帰支援の取組を行っております。再犯防止に関しては、支援業務を行う専門部署として、刑事政策総合支援室が設置されており、外部の社会福祉士をアドバイザーとして、そのアドバイスを受けながら社会復帰支援を進めているところです。高齢者や障害者等生きづらさを抱える被疑者、被告人に対し、福祉事務所や保健所、地域包括支援センターや障害者生活支援センター等福祉関係機関や医療機関のほか、保護観察所や地域生活定着支援センター等の更生保護関係機関とも連携して、息の長い支援につなげることで、再犯防止に資するよう努力をしているところです。検察庁で支援をしている方々は色々な問題や生活の背景を抱えている方がいらっしゃいますので、そのような方々がつながるべき支援につなげたいということで、関係各機関に御協力を求めているところでございます。今後とも、検察庁の活動に御理解をいただき、協力連携していければと思っております。昨年度、検察庁で入口支援の検討を行った事案は250件を超えております。また、今年度もこの10月末で200件となっており、最終的には300件を超えそうな状況です。入口支援については、刑事手続が終わるまでの、何十日単位の限られた期間で調整を行って、身柄の釈放等とともに支援につなげる必要があるという事情がございますので、なぜこんなに短期間に、と関係機関の皆様にご負担をかけることが多いかと存じ

ますが、引き続き検察庁における再犯防止の取組に御協力いただきますようお願い申し上げます。

吉田委員（埼玉県地域生活定着支援センター センター長）

地域包括支援センターの対象者は、高齢者及び障害を持たれている方、あるいはその疑いがある方で、矯正施設等から出所した後にただちに福祉サービスにつなげるとい、いわゆる出口支援、また、起訴猶予者、執行猶予者等への入口支援も併せて、被疑者等支援業務として主に行っております。その他相談支援事業等も行っているのですが、最近の傾向として、出口支援については、開設して 15 年程経っておりますが、当初は軽微な犯罪を繰り返す方が多かったところ、最近は重大な犯罪をした方の依頼が結構増えてきている印象がございます。また、重大な犯罪と精神障害を持った方がかなり多くなってきており、10 年前に比べると 3 倍ぐらいになっている印象がございます。私たちの業務は、福祉につなぐことがメインですが、それに加えて、医療につなげることも課題となっておりますので、保健所や保健センターとの連携も密にしておく必要があると感じております。コーディネート業務は福祉につなぐ部分となりますが、その先つないだ後のフォローアップが福祉の支援としては重要だと思っております。年間の件数でいうと全体の業務の合計で 250 件が動いているというような状況で、その中で、なかなかフォローアップが切れないということが 1 つ課題となっております。なるべく地域につなげて地域の中で安定した生活ができるよう、私たちの支援が終結できるよう目指して活動しています。埼玉県内の刑務所は、川越少年刑務所のみになりますので、支援の中心は、他県の矯正施設からの依頼で、他県から埼玉に帰住する方への支援となっております。また、つなげる先、つまり、福祉の受け皿の面での課題もあると感じておりまして、グループホーム自体は増えていますが、実際にお願ひした際にはなかなか受けてもらえないことも多いのが実情です。福祉の事業所の人材不足はかなり深刻なので、実際マンパワーが足りなかったり、専門性がなかったり等、なかなか引き受けてくれないケースが多いため、私たちとしても、事業所の開拓や研修等を繰り返すことで、なるべく受け入れてくれるところを増やしていく努力が必要であると感じております。

4 閉会